

屋外広告物規制地域の調査結果について

屋外広告物規制地域の各類型について、市町村への意向調査及び広域的な視点での点検を行った結果、次の要望があったので規制地域の変更について検討する。

○江別市【許可地域】地域区分の変更（大麻地区地区計画区域）

1 位置

江別市大麻 211 番 1 ほか 約 8.2ha（大麻地区地区計画区域に同じ）（資料 4）

2 要望の内容

- 大麻地区地区計画区域の許可基準における地域区分の変更

区分	現在	要望
許可地域	第 4 種許可地域 (用途地域を除く都市計画区域)	第 4 種許可地域 (用途地域を除く都市計画区域)
	第 6 種許可地域 (国道・道道の沿道 100m 以内の展望できる地域)	

- 根拠：北海道屋外広告物条例第 3 条第 1 項第 10 号「その他知事が指定する地域」

3 要望の理由

- 江別市では、江別市都市計画マスタープラン（平成 26 年 3 月改訂）で、交通環境において高い優位性を有するインターチェンジ周辺地域において、その高い交通利便性を活かした産業振興やまちの魅力の向上に寄与する戦略的な土地利用の検討を進めることを位置づけている。
- 今回要望のあった区域は、江別市都市計画マスタープランの位置づけに基づき、市街化調整区域における地区計画として平成 28 年 2 月 10 日付けで大麻地区地区計画を決定している。
- 周辺の農業環境と調和を図りつつ、交通利便性の高さを活かし当該地区計画の目標に定める都市的土地利用を可能とするため、地域区分の変更を要望する。

4 許可地域別の主な基準

区分	目的の制限	屋上広告物	壁面広告物	地上広告物
第 4 種 許可地域	なし	1 面 30 m ² 以内 合計 60 m ² 以内	壁面の 1/3 また は 30 m ² 以内	1 面 30 m ² 以内 合計 60 m ² 以内 高さ 10m 以下
第 6 種 許可地域	自家用広告物又は 案内用広告物に限 定	【自家用広告物】 1 事業所あたり合計 30 m ² 以下、高さ 10m 以下 【案内用広告物】 1 面 3.5 m ² 以内、合計 7 m ² 以内、高さ 6m 以下 4 個以下		

自家用広告物：自己の事務所又は営業所に表示し、又は設置する自己の事業若しくは営業の所在、名称、内容、商標又は販売する商品の名称若しくは内容を表示するもの。

案内用広告物：「施設等」への案内を目的とする広告物又はこれを掲出する物件。

《参考》

【北海道屋外広告物条例関係規定】

(許可地域等)

第3条第1項 次に挙げる地域又は場所（前条第1項各号に掲げる地域又は場所を除く。）に広告物を表示し又は掲出物件を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

第10号 その他 知事が指定する地域又は場所

【直近の地域指定審議例】

- ・七飯町の準都市計画区域のうち特定用途制限地域を都市計画区域に準ずる地域に追加指定(28.4.1)
- ・当別町の第一種低層住居専用地域を禁止地域に追加指定 (H21.7.24)

【北海道屋外広告物条例第3条第1項第10号「その他知事が指定する地域」審議例】

- ・滝上町の家屋連たん地域の許可基準を4種から2種に変更 (H2.4.1)